

管理計画の記載事項		取組の進捗状況(平成24年2月現在)			取組推進にあたっての課題	
管理の方策	主な取組項目	平成22年度までの取組	平成23年度までの取組	今後の取組		
3 新たな外来種の侵入・拡散予防措置	(1) 生態系保全・管理対策及び調査・研究活動	共通遵守事項の策定				
		共通遵守事項の内容の明確化	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	継続	・指針の改良について検討	
		共通遵守事項の義務づけ				
		事業契約時に業務実施上の遵守事項として位置づけ	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	継続	・指針の改良について検討	
		入林許可手続き等において指導徹底	・林野庁では森林生態系の保全管理のための事業の受託者等については、委託契約に基づく仕様書において、衣類等に付着している種子や靴の泥落としを含む配慮すべき事項を義務づけるとともに「自然環境配慮要員」を選任することとし指導に当たらせている。 ・森林生態系保護地域への入林許可申請に伴うガイド、村民、調査研究者や事業の受託者への講習において、指定ルートに設置した、種子除去用の粘着ローラーや泥落としマットの使用等の必要性について説明し、協力依頼している(20年9月～23年1月に講習を278回開催し延べ約1,400人が受講した)。	継続	・継続予定	
		自然公園法の許可申請手続き等において指導徹底	・法定受託している東京都と連携しながら指導徹底の実施。各種パンフレットの設置による普及啓発。指定動植物の改正(官報告示)。	・国立公園管理計画書の改訂に向けた案の作成	・国立公園管理計画の策定	
		予防措置の実施に必要な施設の整備				
		必要な施設の整備・管理・運営体制について検討・調整【I 対利用者の施設】	・父島において、東平アカガシラカラスバトサンクチュアリー入口等の指定ルート7箇所に衣服に付着した種子を除去する粘着ローラー及び靴の泥落としマットを設置した。母島は泥落としマットを石門の入口に設置した。	・設置した8箇所の維持管理。 ・石門に粘着ローラーを、桑ノ木山にもマット及び粘着ローラーを設置。上記箇所にプラナリア対策として酢のスプレーを設置した。	・継続予定	特に母島は職員が常駐していないので、看板やコロコロの設置に当たっては、台風時等の撤去・設置や補充等の維持管理。
		必要な施設の整備・管理・運営体制について検討・調整【II 対事業者の施設】	・仮設クリーンルームの設置による試行実験の実施 ・処理方法の検討・比較(薫蒸、冷凍、高温など)	・ははじま丸乗船口靴底洗浄設備の設置 ・南崎など主要歩道入口へ外来種除去施設整備 ・必要施設内容や処理方法に関する基本的考え方について検討を継続	・継続予定 ・薫蒸・保管対象物資の把握・絞り込み →必要な設備規模、処理方法の把握 →運営方法の確立 ・施設整備主体、管理主体、実施・運営体制の検討	・これまでの外来種除去装置の有効性等の検証 ・現時点で施設設置の目処が立っていない ・公共事業の環境配慮指針の策定体制の検討
		特定の地域・行為に対する追加的措置の実施				
	自然再生事業等における個別検討会の設置と必要に応じた追加的措置の実施	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	・継続 ・「東京都環境配慮指針」の検討に関して都庁内に会議体を設置	・指針の改良について検討	個別事業ごとの対応も必要	
	情報の収集・管理体制					
	調査・研究者・事業者から速やかに報告を受けられる仕組み・情報窓口の一元化 再生事業・調査・研究活動の実施状況や成果および影響に関する情報の集約とデータの適切な管理	各種検討会の資料掲載について、今年度は試行的に小笠原情報センターへ掲載(関係者のみ閲覧可能)不測の事態が発生した際にメールによる情報提供(兄島のオオヒキガエルの発見など)適宜実施。	・関係者ページの試験運用開始	・本年度の試行的運用から本格的なHP上での関係者間の情報共有を図る。	関係者の一定の絞り込みや、過去のデータ(報告書等)の情報提供など。	
(2) 緑化・建設事業	公共事業における環境配慮指針、景観に配慮した公共施設整備指針(推奨樹種)などの更新	・植栽に際しての近縁種による遺伝子攪乱については、更なる対応を検討 ・指導の徹底と最新の情報を踏まえた見直し	・東京都では、指針に従い推奨樹種リストによる指導を実施 ・関係機関に対し、指針対応状況調査を実施 ・小笠原村では、東京都作成の指針を遵守	・継続(指導) ・関係機関に対し、指針の対応状況調査及び見直し事項調査を実施 (推奨樹種リストに関する要望: 4件)	・左記調査結果を踏まえ、必要に応じて見直しを図る。特に推奨樹種リストについては、科学委員会の「植栽の考え方」の内容等を精査のうえ検討する	
	東京都事業に準じた環境配慮の実施	事務局会議(内地)において、「東京都環境配慮指針」に準じた共通環境配慮事項の具体的な内容について検討・調整を行い、明文化したものを科学委員会に報告して助言を得る。	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	・継続 ・「東京都環境配慮指針」の検討に関して都庁内に会議体を設置	・指針の改良について検討	
(3) 自然利用	利用時の予防措置の指導の徹底	観光者、島民、観光事業者、自然ガイド等に対して分かり易い行動指針(ガイドブック)を定め講習会等を通じて説明・指導を継続的に実施する	・ルールブック改定版作製、配布済	・島内の宿に注意喚起チラシを常置 ・属島に渡る際にはウズシシ類の侵入予防措置として、上陸前の靴底の海水洗浄を実施 ・歩道入り口でのマット・粘着ローラーの使用呼びかけ	今後もエコツアーリズム協議会ガイド制度・ルール検討部会等において必要に応じ検討する。	

管理計画の記載事項		取組の進捗状況(平成24年2月現在)			取組推進にあたっての課題	
管理の方策	主な取組項目	平成22年度までの取組	平成23年度までの取組	今後の取組		
	3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置	(4) 農業活動	既侵入種の拡散防止に向けた情報提供・技術指導 既に侵入している特に侵略性の高い農業種について、リスト及び拡散防止のための適正な管理手法の情報を農業者等に提供し、技術指導を行う	・主要作物であるパッションフルーツ、トマトについての取扱ガイドラインを作成した。 ・他の作物(25種程度)の取扱ガイドラインについても現在作成中。	・他の作物の取扱ガイドラインについて現在作成中	・他の作物の取扱ガイドラインについて作成
		未侵入種の拡散防止に向けた情報提供・技術指導 新たに導入される植物種については、特に侵略性の高い農業種のリストを公表し、導入にあたって事前相談を呼びかけ、導入の是非や管理方法に関する指導を行う	・現在のところ、特に侵略性の高い農業種の導入の話はない。	・侵略性の高い未侵入種については、現在のところ導入の話がないため、特に対策は実施していない	・農業者との意見交換等を実施	
		土付き植物の取り扱い 技術検討や重点的な情報提供、及び必要な施設整備	・農業者との定期的な意見交換の場などにより情報を提供。	・農業者との定期的な意見交換の場などにより情報を提供した。	・継続して農業者との定期的な意見交換の場などで情報を提供。	・農業者に限らずインターネット購入により、宅急便等で島内に入ってくる植物への対応 ・現時点で施設設置の目処は立っていない。
		外来種の導入に対する管理機能を有する体制の整備と運用 A 情報提供、技術指導、リスク低減措置に関する管理体制の整備と B 持続的な農業振興策の検討	・農業者との定期的な意見交換の場などにより情報を提供。	・農業者との定期的な意見交換の場などにより情報を提供した。	・継続して農業者との定期的な意見交換の場などで情報を提供。	
		(5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込 飼いネコ適正飼養の強化 条例の遵守、マイクロチップ装着の推進などの管理を徹底	・小笠原村飼いネコ適正飼養条例の改正により、マイクロチップの装着義務化(H22.4.1施行) ・小笠原ネコ連絡会議内の集落対策WGメンバーによる現地調査、個別訪問。	・小笠原ネコ連絡会議内の集落対策WGメンバーによる現地調査、個別訪問を実施。	・左記取組を継続していく。	
		愛玩動物の適正飼養に関する普及・啓発 島民および観光客への情報提供・普及啓発	・東京都獣医師会による診療及び島民懇談会による普及啓発の実施 ・ネコ対策事業住民説明会の実施 ・村民だよりによる広報	・支庁赴任者への情報提供・注意喚起 ・新規転入者向けにネコ条例のチラシを作成し、転入者向け書類と一緒に配布 ・定期的な村民便りによる広報	・継続して赴任者への注意喚起 ・おがさわら丸ベッセルルーム利用者への広報 ・HPによる新規転入者向け広報。	
		愛玩動物の管理の徹底 イヌ・ネコだけでなく、鳥類、熱帯魚、昆虫等についても管理徹底 事前相談窓口の設置 行動指針として明文化し、継続的に普及啓発	・東京都獣医師会による診療において、犬のマイクロチップ装着に動めた。	・東京都獣医師会による診療において、ペットの適正飼養について普及啓発をした。	・島民の飼養状況について実態把握に努めていく。	
		農業対応に準じた園芸種の取り扱い 園芸種についても、農業に準じ情報提供・技術指導・普及啓発	未実施	・新たな外来種の侵入・拡散防止のリスクについて普及啓発チラシに、園芸のリスクを記載。島内主要施設・講演会、獣医師会の派遣診療等で配布	農業対応の方向ができた際に準用を検討	
		(6) 定期航路その他による人物資移動 注意喚起の継続実施 利用者に対する注意喚起や検査・処理の実施	・小笠原海運、小笠原ツーリスト等への依頼・調整により、予約時の普及啓発の実施(注意喚起チラシのWEBサイト掲載、予約券券時の配布) ・竹芝やおがさわら丸船内での普及啓発の実施(ポスターの設置) ・任意申告書制度の導入について検討(アンケート調査の実施)	・おがさわら丸乗客への左記対応の継続 ・関係団体WEBサイトに注意事項掲載 ・村観光局を通じて、旅行者向けワークショップにおいて旅行企画にあたっての留意事項等を案内 ・ナショナルランドを通じて、大型客船によるツアー対応として注意喚起チラシ配布、マット設置(一部調整中) ・共済丸、その他観光船への依頼・調整 ・竹芝における啓発スタッフの配置及び靴底洗浄マット設置の試行	・竹芝における啓発スタッフの配置及び靴底洗浄マットの設置 ・二見港における足拭きマットの設置 ・普及啓発の継続	・地域の方への理解を深める必要があるものの、負担に繋がる。
		硫黄島での活動に対する関係者への配慮事項徹底の呼びかけ	・防衛省への普及啓発(注意喚起チラシ配布) ・墓参事業での普及啓発(注意喚起チラシ配布)	・遺骨収集事業の実施主体である厚生労働省に対し小笠原における環境配慮について説明、公共事業における環境配慮指針に従うよう仕様へ掲載	・普及啓発の継続 ・防衛省硫黄島隊員へのチラシ配布の継続	・硫黄島での外来生物駆除については慎重な調整が必要なため現状では普及啓発のみ ・防衛省等への働きかけの継続性の担保が課題
	有効な水際対策の実現に向けた条件整備 導入物資や生物に対する届け出手続き、検査・処置の実施に必要な体制の検討	・任意申告書制度の導入について検討(アンケート調査の実施)	検討継続	・検査・処理の実施の全体像について事務局にて検討継続	・事務局での検討が難航 ※再掲	
4) 各種事業・調査での環境配慮の徹底	事業・調査の特性に応じた環境配慮の徹底 作業員の理解の徹底、配慮措置の適切な運用、都の指針の共有化	・都の環境配慮指針、建設作業の手引きはHPで公表済 ・都事業について、指針に従い配慮を徹底	・継続 ・「東京都環境配慮指針」の検討に関して都庁内に会議体を設置	・指針の改良について検討	・環境配慮要員の配置条件等の検討	
	域外保全、植栽等の遺伝子攪乱への対処 目的、方法、場所、リスク、効果を踏まえ慎重に判断し検討・対応	・科学委員会の下に植栽ワーキングを設置し、行政事業を対象とした「『植栽』を計画するにあたっての考え方」を検討中 ・広域分布種6種(モモタマナ等)について遺伝子解析を実施中(サンプリング、マイクロサテライトマーカーの開発等)	・「『植栽』を計画するにあたっての考え方」を策定、運用開始 ・広域分布種6種(モモタマナ等)について遺伝子解析を継続 ・カタマイマイ、オガサワラハンミョウの域外飼育開始・継続	・遺伝子解析による知見の蓄積 ・事例の蓄積と「考え方」の修正 ・陸産貝類(カタマイマイ、キノボリカタマイマイ、チヂマカタマイマイ)の捕獲、室内飼育、増殖の実施。並びに野外飼育所の食害防除策の確立。	・遺伝子解析に時間がかかる ・環境省だけの対応のみでは限界がある。また、どの程度まで対象とするか検討が必要。 ・研究者から種別の遺伝子解析情報の提供及び主要な広域分布種の解析の継続	
5) 自然と共生した島の暮らしの実現	島民への普及啓発 様々な媒体・機会を通じた適切な情報提供と意見交換の機会の拡大や小笠原諸島におけるライフスタイルの提案など、自然と共生した島の暮らしの実現に向けた普及啓発 小笠原村への新たな転入者に対する自然環境の保全・管理に関するルール遵守などの情報提供、島民への普及啓発の徹底	・車両マグネット、ステッカー、エコバッグなどの普及啓発グッズを作成。 ・住民説明会を実施 ・PRイベントへの出展	・遺産ロゴ変更、横断幕、記念シールなど作成 ・住民説明会の実施(6月、7月) ・遺産登録時のイベント、島内広報誌(臨時号)の発行、HPの更新 ・遺産登録記念式典・祝賀会の開催(都・村) ・PRイベントへの出展	・本章全体について、地域課題検討ワーキングで議論を深めていく ・左記取組を継続するとともに、遺産シンポジウム(小笠原で実施)による効果的な普及啓発の実施。		
	島民・新たな転入者への小笠原ルール・宣言の普及啓発 海洋島の自然環境に配慮するライフスタイル、そして島の暮らしに関する小笠原諸島の島民の宣言として、全ての島民に参加を促す	・登録に向けたスローガンの作成	登録記念式典での発表を検討した。	行政先行ではなく、自然と共生した島の暮らしの達成状況や機運の醸成状況を踏まえ検討していく。		
	子供達への教育の実施 教育機関、行政機関、研究者、地元NPOなどが連携し、自然環境の保全・管理に関する学校教育、家庭教育プログラムを企画・構築し、教育基盤を充実する。 子ども達自身が、主体的に自然環境の保全の取組に参画するような機会づくりを行う	・小中学校の総合学習のなかで世界遺産、自然保護に関する授業を実施	・小中学校の総合学習のなかで世界遺産、自然保護に関する授業を実施(継続) ・国土交通省作成の環境教育プログラムを小笠原村観光協会にて試行的に実施	小中学校の総合学習の継続及び環境教育プログラムの試行的実施結果を踏まえ検討。		
	ボランティアによる外来種駆除の実施 島民のボランティア参加による外来種駆除の継続実施・属島における実施の検討	・南島でシンクリノイガ等の駆除を実施。 ・母島においてのアカギ駆除を実施	・3月実施予定を4月に延期。	・今後も、外来種の状況を見ながら、実施		

管理計画の記載事項		取組の進捗状況(平成24年2月現在)			取組推進にあたっての課題	
管理の方策	主な取組項目	平成22年度までの取組	平成23年度までの取組	今後の取組		
		具体的取組内容				
	自然と共生した産業の振興	自然資源の適正利用、産業を通じた外来種抑制・駆除、遊休地を含めた土地の適正管理等の取組の促進 自然環境への負荷を最小限に低減しつつ、これを生かした産業振興を通じた自立的な地域振興・経済発展に向けた各種の取組	未実施	未実施	・関係団体等と議論しながら検討していく。	対策が多岐に渡り、すべての業種が発展することが難しい。
6)	行動指針(ルールブック)の作成と普及啓発	ルールの遵守の徹底 必要に応じたルールの変更・新規ルールの設定	・ルールブック改定版作製、配布済	・聳島利用の自主ルールを試行中 ・新しい国立公園のマップを作成	・今後もエコツーリズム協議会ガイド制度・ルール検討部会等において必要に応じ検討する。	
	適正利用・エコツーリズムの推進	自然ガイドによる適正利用の推進 島民総てがガイドであるという意識の醸成、プロガイドの登録制度を設定による質の向上	・陸域ガイド制度について検討してきた。	・陸域ガイド講習を実施 ・エコツーリズム全体構想策定の着手(全体構想策定作業部会の開催)	・平成24年4月からガイド登録を行う。登録ガイドのもと、適正な利用を行うとともに、より有効なガイド登録制度に作り上げていく。また、村民向けの各種講習会等も企画する。 ・24年度に全体構想策定と国への認定申請	
	自然体験活動・ボランティア活動の推進	A 外来種の駆除を活動メニューとするツアー等の企画・展開、B 総合的な受け入れ環境・体制の構築 C 優れた自然環境の価値を不特定多数の島民や来島者が重要地域に足を踏み入れずとも身近なところで体験することができる取組の実施	・試験的な外来種駆除メニューやツアーは実施済み ・観光事業全般の見直しを行い、平成23年度より東京に小笠原村観光局を立ち上げる。	・環境教育プログラムの策定などを活用し検討	・外来種対策メニューの実施と検証。 ・疑似核心地域(他に適当な表現あれば)の洗い出しと利用の推奨。 ・外来種対策ツアーの一般メニュー化。 ・受け入れ機関の設置。	
7)	保全・管理対策モニタリングの実施	外来種対策により起こりうる影響を事前に予測し、対策に有効に反映 新たな知見は、科学委員会等による研究者の助言を得て、保全・管理対策にフィードバック 適切な役割分担の下で関係者間で連携してモニタリングを実施	未実施	未実施		予測については科学的な知見からの助言が必要。
	利用に関するモニタリングの実施	南島・定期航路・主要施設等の利用モニタリングを継続実施 歩道・車道の設置、航空路開設の検討など、利用の動態に影響する事業の検討・実施状況などについても把握	観光客の観光移動経路を収集。エコツーリズム協議会への結果のフィードバック。	南島の利用モニタリングを継続実施	南島の利用モニタリングを継続予定	観光船の急増による利用圧の増加に注意する必要がある。
		森林生態系保全地域の利用モニタリングを継続実施	平成21年度から継続して森林生態系保護地域の指定ルートについて、利用による植生等への影響をモニタリング調査している。	・継続	継続予定	
	長期的モニタリングの実施	既存の各種調査と連携して小笠原諸島の自然環境に係わる長期的なモニタリングを実施	未実施	未実施	科学委員会において、長期モニタリング計画の議論を進める。	
	研究・調査の推進	研究者・関係行政機関などが連携し研究調査を推進 研究調査の成果を関係者間で情報共有、国内外に広くアピールするなどして地元還元 「研究者の自主ルール」の整理・徹底	未実施	未実施		
情報の共有・活用の推進	地理情報も含めた、情報の蓄積・更新・検索・閲覧等が可能なデータベースシステムの整備とデータベースの継続的管理 新たな外来種の侵入などへの緊急対応に資する行政機関・研究者間での情報伝達・共有 各種関係機関の役割分担による適切な対応の実現	・ホームページの整備・改訂作業中(事業実施箇所など) ・関係者ページの試験運用開始 ・平成22年7月に発生した滝之浦のオオヒキガエル侵入について、既存のメーリングリストにより行政機関間及び研究者間での迅速な情報共有が図られた ・各種検討会の情報を共有する方法として、関係者ページを試験的に運用開始	・ホームページの整備・改訂作業完了 ・関係者ページの試験運用開始	・各種検討会の情報を共有する方法として、関係者ページを試験的に運用継続	・継続的な管理・運営・更新体制の構築	